

第24期佐世保市農業委員会第21回総会議事録

1 開催日時 令和4年2月25日(金) 13時30分から16時30分

2 開催場所 西地区コミュニティセンター 第4講座室

3 出席農業委員(17名)

委員 1番	有馬 秀志	委員 11番	近藤 誠
委員 3番	阿波 茂敏	委員 12番	伊賀崎 典正
委員 4番	中里 政義	委員 14番	田中 広昭
委員 5番	八並 秀敏(会長)	委員 15番	西尾 政喜
委員 6番	浦 清一	委員 16番	赤木 行秀
委員 7番	川口 勇二	委員 17番	松永 信義(副会長)
委員 8番	小川 憲市	委員 18番	内野 正実
委員 9番	牟田 昇	委員 19番	大宅 和子
委員 10番	辻 茂樹		

4 欠席農業委員

委員 13番 水口 一男

5 出席推進委員(16名)

針尾地区	原 和文	大野地区	村田 司
江上地区	北村 憲治	中里地区	永田 富士夫
宮地区	坂口 要	相浦、九十九地区	富川 利光
三川内地区	迎 篤之	吉井地区	末永 広幸
早岐地区	久野 利幸	世知原地区	尾崎 修平
日宇地区	磯本 安男	宇久地区	畠中 辰秀
佐世保地区	松永 豊吉	江迎地区	小川 憲人
柚木地区	宮崎 敦	鹿町地区	松田 庄二

6 欠席推進委員

皆瀬地区 山口 良行
小佐々地区 松田 眞

7 農業委員会事務局職員

事務局局長 中里 忠義
事務局主査 藤 和弘
事務局主任主事 田中 豊

事務局主任主事 牟田 雄介

8 議事日程

議事録署名委員の指名

- | | |
|---------|---------------------------------|
| 第200号議案 | 農地法第4条第1項の規定による許可申請について |
| 第201号議案 | 農地法第5条第1項の規定による許可申請について |
| 第202号議案 | 農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更承認申請について |
| 第203号議案 | 佐世保農業振興地域整備計画変更に伴う農地転用との調整等について |
| 第204号議案 | 非農地証明願について |
| 第205号議案 | 非農地通知について |
| 第206号議案 | 農地法第3条の規定による許可申請について |
| 第207号議案 | 納税猶予（生前一括贈与）に関する農業経営継続証明について |
| 第208号議案 | 農用地利用集積計画（案）について |
| 第209号議案 | 農用地利用配分計画（案）について |
| 第210号議案 | 農用地利用集積計画一括方式【農地中間管理事業】（案）について |
| 第211号議案 | 佐世保市農業委員会における農地の賃借料情報（案）について |

- | | |
|-----|--|
| 報告1 | 農地法第3条の3の規定による届出の報告について |
| 報告2 | 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の局長専決受理報告について |
| 報告3 | 農地法第5条の規定による転用届出の取消願の受理について |
| 報告4 | 農地転用許可不要案件の受理について |
| 報告5 | 佐世保市土砂等による土地の埋立て等に関する指導要綱に係る事前協議開催状況について |
| 報告6 | 裁判所及び法務局への農地現況回答について |
| 報告7 | 農用地利用集積・配分計画解約通知について |

9 会議の概要

副会長 皆さま、こんにちは。佐世保市農業委員会第21回総会を開会いたします。一、開会。
①会長挨拶。

会長 皆さま、こんにちは。
今日は第21回の総会ということで、ご出席いただきありがとうございます。コロナが2年余り続きまして、世の中もややした気持ちになっているところです。農業においても、今後どうなるのだろうということで、もややした気持ちになっておられる方も多いのではないかと思います。コロナに関しましては、佐世保市において感染者は減少してはおりますが、集会等は避けるべき状況が続いているところです。しかし、いつまでも閉塞感の中で何もできないのではなく、マスクや消毒等、ひとりひとりが対策を

しながらやっていくことが、今後につながっていくのではないかと思います。本日は皆さんに参加いただいております。本日もよろしくお願いいたします。

副会長 それでは②委員定足数報告を事務局よりお願いいたします。

事務局 はい、事務局です。委員の定足数についてご報告いたします。本日、13番、水口委員から欠席届が提出されていますが、現に在任する委員18名中17名の出席により、過半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項及び佐世保市農業委員会会議規則第6条の規定に基づき、本総会が成立していることをご報告いたします。

 なお、皆瀬地区の山口推進委員、小佐々地区の松田推進委員から欠席届が提出されていることを併せてご報告いたします。以上です。

副会長 ありがとうございます。それでは、③議事録署名人については、7番 川口勇二委員、8番 小川憲市委員、補充として9番 牟田昇委員にお願いいたします。

議長 それでは早速、議事に入りたいと思います。

 第200号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。

事務局 はい、第200号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、説明に入る前に、今回の申請案件に関連しますので、その他事務局報告事項として本日資料を配付しております違反転用事案の指導状況について先行して報告させていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

 お手元に配付しています「その他1 違反転用事案報告について」の資料をご覧ください。

 ～資料説明～

 こちらについて、追認許可相当との県の判断があったことから、このたび顛末書を添付して転用許可申請があり、第200号議案の第4条許可申請案件の1番、および第201号議案の第5条許可申請案件の1番、5番として上程しております。それでは、議案の説明に戻ります。

 1番、中里地区。申請者は記載の通りです。申請地所在は、下本山町。地目は、登記畑、現況宅地です。面積は92㎡。転用目的は一般個人住宅。施設は住宅敷地の一部です。併用地ありで敷地全体面積は279.90㎡です。耕作者はなし。農地区分は、農振外で10ha未満の小集団農地の第2種農地に該当いたします。参考事項としまして、こちらは佐世保西部クリーンセンターから西に約670mの位置にあります。被害防除計画の内容としては、造成計画、現状のまま利用する。日照通風、建物高を加減、6.9m程度。周囲に農地は無く、使用開始から現在まで被害を生じさせたことはない。排水計画、雨水は自然流下。汚水、生活雑排水は合併浄化槽から道路側溝。添付書類は記

載のとおりです。都市計画法関係は許可不要です。

2番、中里地区。申請者は記載の通りです。申請地所在は、下本山町。地目は、登記畑、現況休耕地です。面積は182㎡。転用目的は共同住宅用地。施設は共同住宅1棟。軽量鉄骨造二階建て、建築面積244.48㎡です。併用地ありで敷地全体面積は991㎡です。耕作者はなし。農地区分は、農振内白地でMR本山駅からおおむね300m以内の第3種農地に該当いたします。参考事項としまして、こちらは佐世保北病院から北に約100mの位置にあります。被害防除計画の内容としては、造成計画、切土、最高0.18m。防護柵を設ける。日照通風、建物高を加減、8.128m程度。排水計画、雨水は溜桝から水路放流。汚水、生活雑排水は合併浄化槽から道路側溝。添付書類は記載のとおりです。都市計画法許可申請受付書添付予定としておりますが、添付されております。都市計画法関係は連たん区域です。

3番、相浦、九十九地区。申請者は記載の通りです。申請地所在は、竹辺町。地目は、登記田、現況荒地です。面積は16㎡。転用目的は道路用地。施設は道路用地16㎡です。耕作者はなし。農地区分は、農振内白地でMR上相浦駅からおおむね500m以内の第2種農地に該当いたします。参考事項としまして、こちらはMR上相浦駅から東に約350mの位置にあります。被害防除計画の内容としては、造成計画、盛土、最高0.5m。擁壁を設ける。日照通風、申請地の北側は休耕地であり、日照、通風等に支障はない。排水計画、雨水は自然流下。汚水、生活雑排水は生じない。添付書類は記載のとおりです。都市計画法関係は許可不要です。

4番、相浦、九十九地区。申請者は記載の通りです。申請地所在は、小野町の2筆。地目は、登記畑、現況休耕地です。面積は2筆合計36.94㎡。転用目的は進入路。施設は進入路36.94㎡です。耕作者はなし。農地区分は、農振内白地で10ha未満小集団農地の第2種農地に該当いたします。参考事項としまして、こちらは小野橋バス停から東に約170mの位置にあります。被害防除計画の内容としては、造成計画、盛土、最高0.4m。切土、最高0.4m。日照通風、周囲に農地は無く、工作物は設けないことから、被害を及ぼすおそれはない。排水計画、雨水は自然流下。汚水、生活雑排水は生じない。添付書類は記載のとおりです。都市計画法関係は許可不要です。

以上ですが、1番と4番の案件につきましては、関係する委員の方がおられます。よろしく願いいたします。

議長 1番と4番の案件は、除斥の対象となる委員がおられますので、農業委員会法第31条の規定により、退席していただき先行審議をいたします。該当委員は一時退席願います。

～委員退室～

議長 それでは地区担当委員の調査結果をお願いします。1番中里地区。

11番 11番近藤です。2月1日に事務局2名、永田推進委員、申請代理人と現地を確認し

てまいりました。先ほど言われましたように、ここは違反転用の追認申請ということで、やむを得ないと見てきました。以上です。

議 長 それでは地区担当推進委員の意見をお願いします。

永田委員 中里地区の永田です。近藤委員が言われたとおり、特に問題はありません。以上です。

議 長 続きまして、4番相浦、九十九地区。

1 2 番 1 2 番伊賀崎です。2月20日に富川推進委員と現地確認しました。宅地造成にかかる進入路ということで、現状問題ないと見てきました。以上です。

議 長 それでは地区担当推進委員の意見をお願いします。

富川委員 相浦、九十九地区の富川です。今、伊賀崎委員が言われたとおり、特に問題ありません。以上です。

議 長 それでは、1番及び4番の案件につきまして、何かご意見等ございませんか。

委 員 (なし)

議 長 ないようですので、採決に移ります。1番及び4番の案件につきまして、賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 賛成多数ですので、1番及び4番の案件につきまして許可相当として県に進達いたします。

委員は入室願います。

～委員入室～

議 長 それでは、残りの案件について審議いたします。2番中里地区。

1 1 番 1 1 番近藤です。2月22日に永田推進委員と現地確認を行いました。付近で申請が出ていましたが、そのすぐ下での申請ということで、被害防除計画に基づいて行えば特に問題ないと思います。以上です。

議 長 それでは地区担当推進委員の意見をお願いします。

永田委員 中里地区の永田です。近藤委員が言われたとおりです。以上です。

議 長 続きます、3番相浦、九十九地区。

1 2 番 1 2番伊賀崎です。2月20日に、富川推進委員と現地確認しました。離合する場所が少ない箇所の道路を拡幅するというものです。特に問題ありません。以上です。

議 長 それでは地区担当推進委員の意見をお願いします。

富川委員 相浦、九十九地区の富川です。伊賀崎委員が言われたとおり、別に問題ないと見てまいりました。以上です。

議 長 それでは、2番及び3番の案件につきまして、何かご意見等ございませんか。私から、一件お尋ねします。2番の案件で、併用地でため池とありますが、この場合の取り扱いはどのようになりますか。

事 務 局 併用地で今回ため池がありますが、これは転用申請者個人の所有となっております。ため池につきましては、農地法の許可の対象ではありませんが、都市計画法等については計画全体として申請をすることとなっております。ちなみに現状このため池については、ため池としては利用されておらず、埋め立てられています。

議 長 他に何かありませんか。

委 員 (なし)

議 長 ないようですので、採決に移ります。2番及び3番の案件につきまして、賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 賛成多数ですので、第200号議案は許可相当として県に進達いたします。続きます、第201号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について事務局の説明をお願いします。

事 務 局 はい、第201号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、説明いたします。
1番、江上地区。こちらは、先ほど先行して説明した違反転用事案の指導状況の3番の追認申請になります。借受人、貸渡人は記載のとおりです。申請地所在は、指方町の

4筆。地目は、登記田、現況宅地。面積は3筆合計1,641㎡です。転用目的は庭木の展示販売場。権利は、使用貸借権設定です。施設は、ビニールハウス72㎡及び庭木展示場です。併用地あり。敷地全体面積は1,696㎡です。耕作者なし。農地区分は、農振内白地で江上支所からおおむね300m以内に位置する第3種農地に該当します。参考事項としまして、こちらは江上支所から南に約300mの位置にあります。被害防除計画の内容としては、造成計画、現状のまま利用する。平成7年9月に設置したコンクリート擁壁により、周辺農地への影響はない。日照通風、建物高を加減3m程度。排水計画、雨水は自然流下。汚水、生活雑排水は生じない。添付書類は記載のとおりです。都市計画法関係は該当なしと記載しておりますが、許可不要の誤りです。訂正いたします。

2番、早岐地区。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地所在は、重尾町。地目は、登記畑、現況休耕。面積は85㎡です。転用目的は資材置場。権利は、所有権移転売買です。施設は、資材置場130㎡。法面、通路等365.19㎡。併用地あり。計画全体面積は495.19㎡です。耕作者なし。農地区分は、農振外で10ha未満小集団農地の第2種農地に該当します。参考事項としまして、こちらは重尾町公民館から北西に約70mの位置にあります。被害防除計画の内容としては、造成計画、現状のまま利用する。整地のみ行う。周辺農地は申請地より上段に位置するため、土砂流出のおそれはない。日照通風、工作物は建設しないため、被害が生じるおそれはない。排水計画、雨水は水路放流。汚水、生活雑排水は生じない。添付書類は記載のとおりです。都市計画法関係は許可不要です。

3番、中里地区。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地所在は、吉岡町。地目は、登記畑、現況休耕。面積は303㎡、実測203.56㎡です。転用目的は一般個人住宅。権利は、所有権移転売買です。施設は、住宅1棟、木造平家建て建築面積86.64㎡。併用地ありで、計画全体面積250.96㎡です。耕作者なし。農地区分は、農振内白地で10ha未満小集団農地の第2種農地に該当します。参考事項としまして、こちらは吉岡町第一公民館から北に約140mの位置にあります。被害防除計画の内容としては、造成計画、切土最高0.6m。法面保護をする。日照通風、建物高を加減、5.4m程度。排水計画、雨水は水路放流。汚水、生活雑排水は合併浄化槽から水路。添付書類は記載のとおりです。都市計画法許可申請受付書添付予定としておりますが、添付されております。都市計画法関係は連たん区域です。

4番、中里地区。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地所在は、上本山町。地目は、登記畑、現況荒地。面積は11㎡です。転用目的は駐車場。権利は、所有権移転売買です。施設は、自家用駐車場1台。耕作者なし。農地区分は、農振外で中里皆瀬支所からおおむね300m以内の第3種農地に該当します。参考事項としまして、こちらは中里皆瀬支所から北西に約230mの位置にあります。被害防除計画の内容としては、造成計画、盛土最高1.5m、擁壁を設ける。日照通風、建築は行わず、隣接農地に対しては、土留め工事を行うため、被害を与える恐れはない。排水計画、雨水は自然流下。汚水、生活雑排水は生じない。添付書類は記載のとおりです。都市計画法関係は許可不要です。

5番、中里地区。こちらが先ほど先行して説明した、違反転用事案の指導状況の2番の追認申請になります。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地所在は、下本山町。地目は、登記畑、現況宅地。面積は18㎡です。転用目的は進入路。権利は、所有権移転売買です。施設は、既存住宅への進入路。耕作者なし。農地区分は、農振内白地でMR本山駅からおおむね300m以内の第3種農地に該当いたします。参考事項としまして、こちらは佐世保北病院から北に約100mの位置にあります。被害防除計画の内容としては、造成計画、現状のまま利用する。昭和45年にコンクリート敷設しており、その後被害を生じさせていない。日照通風、建物を建てておらず、昭和45年の工事後被害は生じさせていない。排水計画、雨水は水路放流、自然流下。汚水・生活雑排水は生じない。添付書類は記載のとおりです。都市計画法関係は許可不要です。

6番、相浦、九十九地区。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地所在は、小野町。地目は、登記畑、現況休耕。面積は207㎡です。転用目的は一般個人住宅。権利は、所有権移転売買です。施設は、住宅1棟木造二階建て、建築面積49.68㎡。耕作者なし。農地区分は、農振内白地で10ha未満小集団農地の第2種農地に該当します。参考事項としまして、こちらは小野橋バス停から東に約170mの位置にあります。被害防除計画の内容としては、造成計画、盛土、最高0.17m。切土、最高0.37m。隣地境界に擁壁を設け、土砂流出を防止する。日照通風、建物高を加減。6.9m程度。排水計画、雨水は水路放流。汚水、生活雑排水は合併浄化槽から道路側溝。添付書類は記載のとおりです。都市計画法許可申請受付書添付予定としておりますが、添付されております。都市計画法関係は連たん区域です。

7番、相浦、九十九地区。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地所在は、小野町。地目は、登記畑、現況休耕。面積は201㎡です。転用目的は一般個人住宅。権利は、所有権移転売買です。施設は、住宅1棟木造二階建て、建築面積66.24㎡。耕作者なし。農地区分は、農振内白地で10ha未満小集団農地の第2種農地に該当します。参考事項としまして、こちらは小野橋バス停から東に約170mの位置にあります。被害防除計画の内容としては、造成計画、盛土、最高0.38m。切土、最高0.45m。隣地境界に擁壁を設け、土砂流出を防止する。日照通風、建物高を加減。7.3m程度。排水計画、雨水は水路放流。汚水、生活雑排水は合併浄化槽から道路側溝。添付書類は記載のとおりです。都市計画法許可申請受付書添付予定としておりますが、添付されております。都市計画法関係は連たん区域です。

8番、相浦、九十九地区。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地所在は、小野町。地目は、登記畑、現況休耕。面積は287㎡です。転用目的は一般個人住宅。権利は、所有権移転売買です。施設は、住宅1棟木造平家建て、建築面積116.76㎡。耕作者なし。農地区分は、農振内白地で10ha未満小集団農地の第2種農地に該当します。参考事項としまして、こちらは小野橋バス停から東に約170mの位置にあります。被害防除計画の内容としては、造成計画、盛土、最高0.1m。切土、最高0.2m。隣地境界にブロック積を設け、土砂流出を防止する。日照通風、建物高を加減。6.9m程度。排水計画、雨水は水路放流。汚水、生活雑排水は合併浄化槽から道路側溝。添付書類は記載のとおりです。都市計画法許可申請受付書添付予定としておりますが、

添付されております。都市計画法関係は連たん区域です。

9番、相浦、九十九地区。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地所在は、竹辺町の2筆。地目は、登記田、現況荒地。面積は2筆合計1,320㎡です。転用目的は建売住宅。権利は、所有権移転売買です。施設は、建売住宅木造二階建て建築面積38.09㎡、3棟。木造平家建て建築面積55.27㎡2棟の計5棟。併用地ありで、計画全体面積は実測1,333.10㎡です。耕作者なし。農地区分は、農振内白地で10ha未満小集団農地の第2種農地に該当します。参考事項としまして、こちらは竹辺町公民館から南東に約60mの位置にあります。被害防除計画の内容としては、造成計画、盛土最高1.15m、最低0.75m。擁壁を設け、土砂流出を防止する。日照通風、建物高を加減、最高7.8m程度。建物の高さ及び区画内の配置に留意し、隣接農地の日照、通風を妨げないようにする。排水計画、雨水は水路放流。汚水、生活雑排水は合併から道路側溝。添付書類は記載のとおりです。都市計画法許可申請受付書添付予定としておりますが、添付されております。都市計画法関係は連たん区域です。

10番、相浦、九十九地区。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地所在は、竹辺町。地目は、登記田、現況休耕。面積は283㎡です。転用目的は住宅建築。権利は、所有権移転売買です。施設は、住宅1棟木造平家建て、建築面積101.61㎡。耕作者なし。農地区分は、農振内白地でMR上相浦駅からおおむね500m以内の第2種農地に該当します。参考事項としまして、こちらはMR上相浦駅から東に約360mの位置にあります。被害防除計画の内容としては、造成計画、盛土、最高0.5m。擁壁を設ける。日照通風、建物高を加減。5.85m程度。排水計画、雨水は溜桝から水路放流。汚水、生活雑排水は合併浄化槽から水路。添付書類は記載のとおりです。都市計画法許可申請受付書添付予定としておりますが、添付されております。都市計画法関係は連たん区域です。

11番、相浦、九十九地区。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地所在は、竹辺町。地目は、登記田、現況荒地。面積は276㎡です。転用目的は住宅建築。権利は、所有権移転売買です。施設は、住宅1棟木造二階建て、建築面積72.96㎡。耕作者なし。農地区分は、農振内白地でMR上相浦駅からおおむね500m以内の第2種農地に該当します。参考事項としまして、こちらはMR上相浦駅から東に約360mの位置にあります。被害防除計画の内容としては、造成計画、盛土、最高0.5m。擁壁を設ける。日照通風、建物高を加減。8.3m程度。排水計画、雨水は溜桝から水路放流。汚水、生活雑排水は合併浄化槽から水路。添付書類は記載のとおりです。都市計画法許可申請受付書添付予定としておりますが、添付されております。都市計画法関係は連たん区域です。

12番、相浦、九十九地区。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地所在は、竹辺町。地目は、登記田、現況荒地。面積は11㎡です。転用目的は排水溝。権利は、所有権移転売買です。施設は、新築住宅の為の排水溝（2戸共有）。耕作者なし。農地区分は、農振内白地でMR上相浦駅からおおむね500m以内の第2種農地に該当します。参考事項としまして、こちらはMR上相浦駅から東に約360mの位置にあります。被害防除計画の内容としては、造成計画、盛土、最高0.5m。擁壁を設ける。日照通風、

建物を建築しないため被害を及ぼすおそれはない。排水計画、雨水は水路放流。汚水、生活雑排水は合併浄化槽から水路。こちらは隣接新築住宅からの汚水、生活雑排水になります。添付書類は記載のとおりです。都市計画法関係は許可不要です。

以上ですが、2番、6番、7番、8番、9番の案件について、関係する委員の方がおられます。よろしくお願いいたします。

議長 2番及び6番から9番の案件は、除斥の対象となる委員がおられますので、農業委員会法第31条の規定により、退席していただき先行審議をいたします。該当委員は一時退席願います。

～委員退室～

議長 それでは地区担当委員の調査結果について、2番早岐地区は私から報告します。
2月22日に久野推進委員と現地を確認してまいりました。農振外の第2種農地ということで、被害防除計画を守ってもらえれば特に問題ないと思います。以上です。

議長 それでは地区担当推進委員の意見ををお願いします。

久野委員 早岐地区の久野です。会長が言われたとおり、特に問題はありません。以上です。

議長 続きまして、6番から9番相浦、九十九地区。

12番 12番伊賀崎です。2月20日に、富川推進委員と現地確認しました。6～8番は隣り合わせの休耕の畑です。周りは住宅地となっていて、特に問題ないと思います。9番も周りは宅地造成が進んでいますので、特に問題ないと思います。以上です。

議長 それでは地区担当推進委員の意見ををお願いします。

富川委員 相浦、九十九地区の富川です。6～8番は伊賀崎委員が言われたとおり、問題ありません。9番は以前、近くで2か所にわたって20戸以上の造成が行われたところです。転用については問題ないのですが、工事の際に大型車が通行することで、道路が傷んでいるところがでてきているので、その辺を注意してもらえたらと思います。以上です。

議長 それでは、2番及び6番から9番の案件につきまして、何かご意見等ございませんか。
はい、西尾委員。

15番 15番西尾です。9番の案件について、車両の通行で道路が傷んでいるということですが、事前着工しているということですか。

事務局 近隣で許可が出ているところの工事に係るもので、今回の申請が事前着工されているものではありません。道路の管理については、道路管理者が行うものではありませんが、地域からの意見として、申請代理人には伝えたいと思います。

議長 他に何かございませんか。

委員 (なし)

議長 ないようですので、採決に移ります。2番及び6番から9番の案件につきまして、賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議長 賛成多数ですので、2番及び6番から9番の案件につきまして許可相当として県に達いたします。
委員は入室願います。

～委員入室～

議長 それでは、残りの案件について審議いたします。1番江上地区。

1番 1番有馬です。先ほど違反転用の指導状況の報告がありましたが、2月3日と2月13日に北村推進委員と現地確認を行いました。現状は造園業者の展示場となっており、20年ほど前から利用されていたとのことです。指導を行う中で、県から追認やむなしとの回答をもらったところとなります。以上です。

議長 それでは地区担当推進委員の意見をお願いします。

北村委員 江上地区の北村です。現状のまま利用するのであれば、特に問題ありません。以上です。

議長 続きまして、3番から5番中里地区。

11番 11番近藤です。2月22日に、永田推進委員と現地確認しました。3番は被害防除計画に基づいて行えば問題ありません。4番は駐車場への転用で特に問題ありません。5番は先ほど説明がありました、違反転用の案件で、追認やむを得ないと思います。以上です。

議長 それでは地区担当推進委員の意見をお願いします。

永田委員 中里地区の永田です。近藤委員が言われたとおりで、特に問題ありません。以上です。

議 長 続きます、10番から12番相浦、九十九地区。

12番 12番伊賀崎です。2月20日に、富川推進委員と現地確認しました。4条で道路の拡張として申請があっていたところの隣接地になります。荒地になっており、特に問題ありません。以上です。

議 長 それでは地区担当推進委員の意見ををお願いします。

富川委員 相浦、九十九地区の富川です。伊賀崎委員が言われたとおり、別に問題ないと見てまいりました。以上です。

議 長 それでは、1番、3番から5番及び10番から12番の案件につきまして、何かご意見等ございませんか。

はい、牟田委員。

9番 9番牟田です。1番の案件について、展示場となっておりますが、被害防除計画において汚水等は発生しないとなっておりますが、トイレ等は設置されていないのですか。

事務局 今は設置されていません。今後設置する場合は、排水処理に留意するよう伝えます。

9番 9番牟田です。5番の案件について、現況宅地となっておりますが、参考事項でコンクリート敷きとなっているところから、これは公道になっていたのではないですか。

事務局 この道は誰もが通る道ではなく、宅地へ入る進入路となっていることから、宅地となると考えております。

議 長 西尾委員。

15番 15番西尾です。12番の案件について、2戸分の排水路となっているが、3人の共有となっているのはなぜですか。

事務局 片方の住宅が共有名義で建てられるため、それに合わせたものとなっています。

議 長 他に何かございませんか。

委 員 (なし)

議 長 ないようですので、採決に移ります。1番、3番から5番及び10番から12番の案件につきまして、賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 賛成多数ですので、第201号議案は許可相当として県に進達いたします。
続きまして、第202号議案 農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更承認申請について事務局の説明をお願いします。

事務局 はい、第202号議案 農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更承認申請について、ご説明いたします。

1番、宇久地区。当初計画者、変更申請者は記載のとおりです。譲渡人と記載しておりますが、貸渡人の誤りです。訂正いたします。申請地については、当初計画は宇久町大久保の2筆のそれぞれ一部。計画変更後も変わりありません。当初の転用計画は風況観測塔の設置。計画変更後の転用目的も変わりありません。変更の理由としましては、新型コロナウイルスの影響により、建設が遅れ風況観測期間に遅れが生じたため、調査期間の延長を希望するものです。当初計画の許可日からの令和4年3月31日までの期間から、10ヶ月延長して令和5年2月13日までとするものです。耕作者なし、農振内農用地、参考事項としまして、こちらは大久保公民館から北西に約600mの位置にあります。被害防除計画の内容としては、造成計画、現状のまま利用する。掘削に際しては、同日中に埋め戻しを実施。日照通風、細い鋼材を利用したトラス型の塔及びワイヤー支線のため、被害の恐れはない。排水計画、雨水は自然流下。汚水・生活雑排水は生じない。添付書類は記載のとおりです。当初は令和2年2月14日許可となっております。本計画変更承認申請については3年間の期間内における延長となるため、新たな転用許可は必要としません。

以上です。ご審議よろしく願いいたします。

議 長 それでは地区担当委員の調査結果をお願いします。1番宇久地区。

15番 15番西尾です。2月23日に、畠中推進委員と現地確認を行いました。何も問題はなく、現場の草刈り等もなされておりました。以上です。

議 長 それでは地区担当推進委員の意見をお願いします。

畠中委員 宇久地区の畠中です。西尾委員が言われたとおり、特に問題ないと思います。

議 長 それでは、何かご意見等ございませんか。

委員 (なし)

議長 ないようですので、採決に入ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議長 賛成多数ですので、第202号議案は許可相当として県に進達いたします。
続きまして、第203号議案 佐世保農業振興地域整備計画変更に伴う農地転用との調整等について事務局の説明をお願いします。

事務局 はい、第203号議案 佐世保農業振興地域整備計画変更に伴う農地転用との調整等について、ご説明します。

1番、早岐地区。転用者、台帳名義人は記載のとおりです。申請地所在は、上原町。地目は、台帳田、現況田。面積は1,879㎡です。転用目的は駐車場用地です。耕作者あり。農地区分は、現在農用地の田となっていますが、農用地区域からの除外確定後は第2種農地です。こちらは、上原町公民館付近に位置しています。変更理由は、記載のとおりで、変更内容は、農用地区域からの除外で、駐車場用地です。

2番、柚木地区。転用者、台帳名義人は記載のとおりです。申請地所在は、柚木町。地目は、台帳田、現況畑。面積は498㎡です。転用目的は、分家住宅用地。施設は住宅1棟木造平家建建築面積119.24㎡。農地区分は、現在農用地の田となっていますが、農用地区域からの除外確定後は第2種農地です。こちらは、柚木浄水場付近に位置しています。変更理由は、記載のとおりで、変更内容は、農用地区域からの除外で農家分家住宅用地です。

3番、相浦、九十九地区。転用者、台帳名義人は記載のとおりです。申請地所在は、愛宕町の2筆。地目は、台帳田、現況荒地。面積は2筆合計747㎡です。転用目的は、資材置場用地。耕作者なし。農地区分は、現在農用地の田となっていますが、農用地区域からの除外確定後は第3種農地です。こちらは、相浦中里IC付近に位置しています。変更理由は、記載のとおりで、変更内容は、農用地区域からの除外で資材置場の整備です。

4番、吉井地区。転用者、台帳名義人は記載のとおりです。申請地所在は、吉井町踊瀬の7筆。地目は、台帳田、現況遊休農地。面積は7筆合計1,265㎡です。転用目的は長屋住宅で、施設は、長屋住宅2棟、除外対象外の併用地があります。耕作者なし。農地区分は、現在農用地の田となっていますが、農用地区域からの除外確定後は第2種農地です。こちらは、下橋川内公民館付近に位置しています。変更理由は、記載のとおりで、変更内容は、農用地区域からの除外で非自己用住宅用地です。

5番、吉井地区。転用者、台帳名義人は記載のとおりです。申請地所在は、吉井町高峰の7筆。地目は、台帳田、現況田。面積は7筆合計5,375㎡です。転用目的はキャンプ場用地。耕作者あり。農地区分は、現在農用地の田となっていますが、農用地区域からの除外確定後は第2種農地です。こちらは吉井砕石工業付近に位置しています。

変更理由は、記載のとおりで、変更内容は、農用地区域からの除外でキャンプ場用地です。6番、吉井地区。転用者、台帳名義人は記載のとおりです。申請地所在は吉井町上吉田の7筆。地目は、台帳田、畑、現況田、畑。面積は7筆合計7,369㎡です。転用目的は資材置場用地。耕作者あり。農地区分は、現在農用地の田となっていますが、農用地区域からの除外確定後は、第2種農地です。こちらは桜木神社付近に位置しています。変更理由は、記載のとおりで、変更内容は、農用地区域からの除外で資材置場用地です。

7番、宇久地区。転用者、台帳名義人は記載のとおりです。申請地所在は宇久町小浜の2筆。地目は、台帳山林、現況山林。面積は2筆合計881㎡です。転用目的は資材置場及び仮設事務所用地。耕作者なし。農地区分は現在農用地の畑となっていますが、農用地区域からの除外確定後は、非農地です。こちらは小浜漁港付近に位置しています。変更理由は、記載のとおりで、変更内容は、農用地区域からの除外で資材置場及び仮設事務所用地です。

以上、農用地区域の除外等の申出に関し、佐世保市長より農業委員会に意見照会がなされたものです。総会での審議結果を農業委員会の意見として農業畜産課に回答します。

- 議 長 それでは地区担当委員の調査結果について、1番早岐地区は私から報告します。
2月22日に、久野推進委員と申請人と現地確認を行いました。転用目的は駐車場ということで、幼稚園の職員用と保護者の送迎用の駐車場が足りないということで、仕方ないと見てまいりました。
- 議 長 それでは地区担当推進委員の意見をお願いします。
- 久野委員 早岐地区の久野です。今、会長が説明されたとおりです。
- 議 長 次に、2番柚木地区。
- 8 番 8番小川です。2月24日に、宮崎推進委員と現地確認しました。所有者のお子さんが分家住宅を建てるということで、特に問題ないと確認してきました。以上です。
- 議 長 それでは地区担当推進委員の意見をお願いします。
- 宮崎委員 柚木地区の宮崎です。段々状の畑地に分家住宅を建てるということですのでよろしくをお願いします。
- 議 長 次に、3番相浦、九十九地区。
- 1 2 番 12番伊賀崎です。2月20日に、富川推進委員と現地を見てきました。相浦のインターチェンジを降りたところで、以前も隣が資材置場として申請がでており、整地がな

されています。今回の申請地も荒地になっており、特に問題ないと思います。以上です。

議 長 それでは地区担当推進委員の意見ををお願いします。

富川委員 相浦、九十九地区富川です。伊賀崎委員がおっしゃったとおり、問題ないと思います。

議 長 次に、4番から6番吉井地区。水口委員が欠席のため、田中委員をお願いします。

1 4 番 14番田中です。2月23日に、水口委員、末永推進委員と現地確認しました。4番ですが、この田の周りは既に宅地化しており、除外しても特に影響ないと思います。5番は、周りに田が少しありますが、すでに耕作されておらず、除外しても問題ないと思います。6番は、山の中の田で、転用者が規模拡大のために資材置場とするものです。周りは山林になっており、特に問題ないと思います。以上です。

議 長 それでは地区担当推進委員の意見ををお願いします。

末永委員 吉井地区の末永です。特に問題になるようなことはありませんでした。以上です。

議 長 次に、7番宇久地区。

1 5 番 15番西尾です。2月23日に、畠中推進委員と現地確認しました。現地は山林化していますが、名義人が早くに亡くなっており、法定相続人からの同意書ありとなっていますが、親族の方に確認したところ、40名程の相続人がいらっしゃるとのことでした。どこまで同意が取れているのか疑問があります。また、被害防除計画で現状のまま利用するとなっていますが、この場所は猪が掘り返しており、現状のままは使えないと思います。以上です。

議 長 それでは地区担当推進委員の意見ををお願いします。

畠中委員 宇久地区の畠中です。西尾委員が言われた以外は特に問題ありません。

議 長 今の西尾委員の意見に対して事務局からお願いします。

事務局 法定相続人の同意について、農振の除外の手続きについては、過半を超える同意を取り扱いとなっています。この土地の売買に関しては全員の同意が必ず必要となります。今現在、事業者が残りの同意を取るよう動いているとのこと。被害防除計画の件に関しては、農業畜産課へ意見として適切な被害防除計画に修正すべきと記載することとさせていただきます。

議 長 他にご意見ございませんか。

委 員 (なし)

議 長 ないようですので、採決に入ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 賛成多数ですので、第203号議案について、審議結果を農業委員会の意見として農業畜産課へ回答します

続きまして、第204号議案 非農地証明願について事務局の説明をお願いします。

事 務 局 はい、第204号議案 非農地証明願について説明いたします。

1番、針尾地区。願出人は記載のとおりです。土地の所在は、針尾中町の2筆。登記地目畑、現況宅地。面積合計1,253㎡です。願出の理由は記載のとおりです。参考事項としまして、こちらは針尾小学校から西南西に約200mの位置にあり、農振内農用地、農振内白地で、事由の②-1に該当します。

2番、中里地区。願出人は記載のとおりです。土地の所在は、吉岡町の1筆。登記地目畑、現況公衆用道路。面積9,91㎡です。願出の理由は記載のとおりです。参考事項としまして、こちらは中里皆瀬支所より東南東に約450mの位置にあり、農振内白地で、事由の②-1に該当します。

3番、相浦、九十九地区。願出人は記載のとおりです。土地の所在は、相浦町の3筆。登記地目畑、現況宅地。面積合計160㎡です。願出の理由は記載のとおりです。参考事項としまして、こちらは相浦郵便局より北に約220mの位置にあり、農振外で、事由の②-1に該当します。

以上です。ご審議よろしくお願いたします。

議 長 1番の案件は、除斥の対象となる委員がおられますので、農業委員会法第31条の規定により、退席していただき先行審議をいたします。該当委員は一時退席願います。

～委員退室～

議 長 それでは地区担当委員の調査結果をお願いします。1番針尾地区。

1 番 1番有馬です。本件は数カ月前から相談があつておりました、2月9日に、原推進委員と地元公民館長と現地確認しました。昭和21年頃から隣接宅地と一体として庭として利用されていたとのこと。現状も宅地の状態でした。以上です。

議 長 それでは地区担当推進委員の意見をお願いします。

原 委 員 針尾地区の原です。庭になっており、農地には戻らない状態でした。以上です。

議 長 それでは、1番の案件につきまして、何かご意見等ございませんか。

委 員 (なし)

議 長 ないようですので、採決に移ります。1番の案件につきまして、賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 賛成多数ですので、1番の案件につきまして非農地証明を交付することとします。委員は入室願います。

～委員入室～

議 長 それでは、残りの案件について審議いたします。2番中里地区。

1 1 番 1 1 番近藤です。2月22日に、永田推進委員と現地確認を行いました。現地は公衆用道路となっており、非農地としてやむを得ないと思います。以上です。

議 長 それでは地区担当推進委員の意見をお願いします。

永田委員 中里地区の永田です。公衆用道路で問題ないと思います。以上です。

議 長 次に、3番相浦、九十九地区。

1 2 番 1 2 番伊賀崎です。2月20日に、富川推進委員と現地確認しました。宅地となっており、非農地として問題ないと思います。以上です。

議 長 それでは地区担当推進委員の意見をお願いします。

富川委員 相浦、九十九地区の富川です。伊賀崎委員が言われたとおり、問題ないと思います。

議 長 それでは、何かご意見等ございませんか。

委 員 (なし)

議 長 ないようですので、採決に入ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 賛成多数ですので、第204号議案について、非農地証明を交付することとします。続きまして、第205号議案 非農地通知について、事務局の説明をお願いします。

事務局 第205号議案非農地通知について説明いたします。

今回の非農地通知案件は、154筆で面積が85,986.15㎡です。これまでの利用状況調査の結果、B判定、山林または原野としていたものです。本総会で承認していただいた分については、所有者に対し非農地通知書を発出し、併せて関係機関に非農地リストを提出いたします。

以上です。ご審議よろしくお願いたします。

議 長 65番の案件は、除斥の対象となる委員がおられますので、農業委員会法第31条の規定により、退席していただき先行審議をいたします。該当委員は一時退席願います。

～委員退室～

議 長 それでは、本件について何かご意見等ございませんか。

委 員 (なし)

議 長 ないようですので、採決に入ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 賛成多数ですので、本件について、非農地通知を発出することといたします。委員は入室願います。

～委員入室～

議 長 それでは、残りの案件について何かご意見等ございませんか。

3 番 3番阿波です。非農地通知の申出となっているものは、非農地証明とどう違いますか。

事務局 非農地証明の交付基準において、非農地通知の対象となるものについて、非農地証明は交付できないこととなっております。非農地通知は自然に荒廃したものに対して、非農地証明は人為的に非農地化したものとなります。

議 長 他にご意見等ございませんか。

委 員 (なし)

議 長 ないようですので、採決に入ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 賛成多数ですので、第205号議案について、非農地通知を発出することとします。
続きまして、第206号議案 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事 務 局 はい、第206号議案 農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。

1番、宮地区。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地所在は、長畑町。地目は、登記田、現況田。面積は2,983㎡。農用地区域。権利の種類は所有権移転売買です。譲受人の経営状況等は記載のとおりです。

2番、皆瀬地区。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地所在は、小川内町の3筆。地目は、登記田、現況田。面積は3筆合計の1,563㎡。農用地区域、農振内白地。権利の種類は所有権移転贈与です。譲受人の経営状況等は記載のとおりです。

3番、中里地区。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地所在は、上本山町。地目は、登記田、現況畑。面積は485㎡。農用地区域。権利の種類は所有権移転売買です。譲受人の経営状況等は記載のとおりです。

4番、江迎地区。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地所在は、江迎町上川内。地目は、登記畑、現況畑。面積は576㎡。農用地区域。権利の種類は所有権移転贈与です。譲受人の経営状況等は記載のとおりです。

以上、農地法第3条第2項各号には該当していません。よって許可要件のすべてを満たすものと考えます。

なお、2番と4番の案件について、それぞれ関係する委員がおられます。

以上です。ご審議よろしくお願いたします。

議 長 まず、2番の案件は、除斥の対象となる委員がおられますので、農業委員会法第31条の規定により、退席していただき先行審議をいたします。該当委員は一時退席願います。

～委員退室～

議 長 それでは地区担当委員の調査結果をお願いします。2番皆瀬地区。

10番 10番辻です。2月22日に、申請代理人と現地確認しました。譲受人がこれまでも耕作してまして、今後も継続するということで、問題ないと思います。以上です。

議 長 それでは、本件について何かご意見等ございませんか。

委 員 (なし)

議 長 ないようですので、採決に入ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 賛成多数ですので、2番の案件について、許可することといたします。
委員は入室願います。

～委員入室～

議 長 次に、4番の案件も、除斥の対象となる委員がおられますので、農業委員会法第31条の規定により、退席していただき先行審議をいたします。該当委員は一時退席願います。

～委員退室～

議 長 それでは地区担当推進委員の意見をお願いします。4番江迎地区。

小川委員 江迎地区の小川です。2月22日に、譲受人と現地確認しました。ここは過去に親族間にてやり取りがなされていた土地について、許可を受けていなかったため、今回申請がなされています。現在、飼料作物が作っており、問題ありません。以上です。

議 長 それでは、本件について何かご意見等ございませんか。

委 員 (なし)

議 長 ないようですので、採決に入ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 賛成多数ですので、4番の案件について、許可することといたします。

委員は入室願います。

～委員入室～

議 長 それでは、残りの案件について審議いたします。1番宮地区。

3 番 3番阿波です。2月22日に、坂口推進委員と現地を確認しました。譲受人は今回の申請地の隣の土地を作っておられて、今回一体的に利用するため、申請されています。特に問題ないと思います。以上です。

議 長 それでは地区担当推進委員の意見を願います。

坂口委員 宮地区の坂口です。阿波委員が言われたとおり、問題ないと思います。以上です。

議 長 次に、3番中里地区。

1 1 番 11番近藤です。2月22日に、永田推進委員と現地確認しました。譲受人が野菜を作られるということで、問題ないと思います。以上です。

議 長 それでは地区担当推進委員の意見を願います。

近藤委員 中里地区の永田です。近藤委員から説明がありましたとおり、問題ないと思います。

議 長 それでは、何かご意見等ございませんか。

委 員 (なし)

議 長 ないようですので、採決に入ります。賛成の農業委員の挙手を願います。

農業委員 (挙手多数)

議 長 賛成多数ですので、第206号議案については、許可することといたします。
続きまして、第207号議案 納税猶予（生前一括贈与）に関する農業経営継続証明について、事務局より説明を願います。

事 務 局 はい、第207号議案 納税猶予（生前一括贈与）に関する農業経営継続証明について、ご説明いたします。

例年、この時期に、贈与税と不動産所得税の納税猶予継続手続きを行っており、今回の証明対象者は世知原地区1名、江迎地区1名、鹿町地区2名の合計4名となります。

納税猶予者は3年に一度、継続の届出を税務署及び県北振興局に提出しなければなりません。その届出の添付書類として農業経営継続証明が必要となるため、今回の議案として上程しています。

以上です。ご審議よろしくお願いたします。

議 長 それでは地区担当委員の調査結果をお願いします。1番世知原地区。

1 4 番 14番田中です。2月14日に、尾崎推進委員と現地確認しました。27筆、きちんと管理されており、継続証明交付に問題ないと思います。以上です。

議 長 それでは地区担当推進委員の意見をお願いします。

尾崎委員 世知原地区の尾崎です。それぞれの地目に応じた作物の作付がされておりました。以上です。

議 長 次に、2番江迎地区。

1 7 番 17番松永です。2月11日に、小川推進委員と現地確認しました。きれいに管理されており、問題ありませんでした。以上です。

議 長 それでは地区担当推進委員の意見をお願いします。

小川委員 江迎地区の小川です。松永委員から報告があったとおり、問題ありません。以上です。

議 長 次に、3番、4番鹿町地区。

1 8 番 18番内野です。2月10日に、松田推進委員と現地確認しました。対象農地はきちんと管理されておりましたので、問題ないと思います。以上です。

議 長 それでは地区担当推進委員の意見をお願いします。

松田委員 鹿町地区の松田です。今言われたとおり、3番、4番とも問題ありません。

議 長 それでは、何かご意見等ございませんか。

委 員 (なし)

議 長 ないようですので、採決に入ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議長 賛成多数ですので、第207号議案について、証明を交付することとします。
続きまして、第208号議案 農用地利用集積計画(案)について、事務局の説明をお願いします。

事務局 第208号議案 農用地利用集積計画(案)について、ご説明いたします。
本議案に関連しまして、本日配付の追加分がございます。右上に赤色で追加と記載された、ページ数が26-1となっている分でございます。26ページと27ページの間に綴じ込んでいただきますようお願いいたします。それでは、この分も含めご説明いたします。
利用権の設定は、針尾地区1件、三川内地区4件、佐世保地区1件、皆瀬地区1件、吉井地区3件、世知原地区2件、江迎地区2件、鹿町地区5件で、計19件です。所有権移転は、江上地区1件。全体で20件の集積です。
氏名並びに権利の内容等につきましては、記載のとおりです。集積に関与した委員・推進委員名に記載漏れがございましたら、ご教示ください。
以上、ご審議よろしくをお願いいたします。

議長 この案件について何かご意見等ございませんか。

委員 (なし)

議長 ないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議長 賛成多数です。第208号議案は全て承認されましたので、(案)を削除願います。
次に、第209号議案 農用地利用配分計画(案)について、事務局より説明をお願いします。

事務局 第209号議案 農用地利用配分計画(案)についてですが、議案説明の前に今議案に関連して合意解約がなされておりますので、報告7を先にご報告いたします。41～45ページをお開きください。
報告7 農用地利用集積・配分計画解約通知について、ご説明いたします。農用地利用集積・配分計画について、江上地区1件、宮地区2件、早岐地区9件、大野地区2件、鹿町地区1件で合計15件を受理しております。以上報告いたします。それでは、議案に戻ります。
第209号議案 農用地利用配分計画(案)について、ご説明いたします。
農地中間管理事業に係る農用地利用配分につきまして、宮地区3件、三川内地区1件、

早岐地区4件、大野地区1件で、合計9件計画されています。こちらは、佐世保市長より、農業委員会に対して、利用配分計画を受ける者が妥当であるかの意見照会がなされたもので、第126号議案で審議された農用地利用集積計画の公告が完了した後に、総会での審議結果を農業委員会の意見として農業畜産課へ回答いたします。なお、5番～7番の案件に関係する委員がおられますので、ご審議よろしくお願いたします。

議 長 5番から7番の案件は、私が除斥の対象となるため、農業委員会法第31条の規定により、一時退席しますので先行審議をお願いします。議長を副会長に代わります。

～委員退室～

副 会 長 5～7番の案件について何かご意見等ございませんか。

委 員 (なし)

副 会 長 ないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

副 会 長 賛成多数です。5～7番の案件について、承認されました。委員は入室願います。

～委員入室～

議 長 残りの案件について何かご意見等ございませんか。

委 員 (なし)

議 長 ないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 第209号議案についてはすべて承認されましたので、審議結果を農業委員会の意見として農業畜産課へ回答いたします。

次に、第210号議案 農用地利用集積計画一括方式【農地中間管理事業】(案)について、事務局より説明をお願いします。

事 務 局 第210号議案 農用地利用集積計画一括方式【農地中間管理事業】(案)について、ご説明いたします。

農地中間管理事業に係る一括方式による利用権設定につきまして、早岐地区1件、柚木地区3件、中里地区3件、江迎地区3件、鹿町地区1件で合計11件の申し出がありました。ご審議よろしくお願いたします。

議 長 この案件について何かご意見等ございませんか。

委 員 (なし)

議 長 ないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 賛成多数です。第210号議案についてはすべて承認されましたので、(案)を削除願います。

 続きまして、第211号議案 佐世保市農業委員会における農地の賃借料情報(案)について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局 第211号議案 佐世保市農業委員会における農地の賃借料情報(案)について、ご説明いたします。

 毎年1月から12月までの間に公告が完了した、農地の貸し借りに係る賃借料を算出しております。算定の基礎としては、毎月ご審議していただいております農業経営基盤強化促進法に基づく農地の利用権設定で、かつ、賃借権が設定されている案件が対象となります。

 なお、審議案件の数や、金額の設定など、個々の契約内容が異なるため、毎年の結果について波があっている状況です。

 今回の結果についてですが、まず、「1田(水稻)の部」に関しては、前回に比べて旧佐世保地区の基盤整備地と宇久が増加となっており、それ以外が減少となりました。なお、佐世保市平均では、500円の減少となっております。

 次に、「2畑(飼料作物)の部」ですが、宇久以外、宇久ともに前回より減少しております。宇久以外につきまして、前回相浦地区で法人による一斉更新があった関係で大幅に減少しておりますが、今回は相場に近い金額に戻りました。宇久につきましては、毎年限られたデータ上の増減ではございますが、前回より4,100円下がっております。

 最後に、「3畑(その他)の部」ですが、樹園地が減少し、普通畑とハウスが増加となりました。ハウスは、データ数が少なかったのですが、前回より13,500円増加しておりますので、ご留意ください。

 繰り返しになりますが、貸し借りに係る賃借料については、その年その年の貸し手、借り手の皆さんの状況や圃場の条件などによって、大きく変動することが考えられます。ご審議よろしくお願いたします。

議 長 この案件について何かご意見等ございませんか。
はい、原委員。

原 委 員 針尾地区の原です。これは利用権設定のみで算定してあるのですか。中間管理機構は
含まないんですね。

事 務 局 はい。

原 委 員 利用権設定から中間管理機構へ移行しているので、だんだん数字が変わるのではない
かと思うのですが。

事 務 局 案件数も減るため波が出てくるかと思います。今後、中間管理機構の賃借の分につい
ても含めるかどうかについては検討課題かと思います。

議 長 他に何かご意見等ございませんか。

委 員 (なし)

議 長 ないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 賛成多数です。第211号議案についてはすべて承認されましたので、(案)を削除
願います。

これで、議案審議が終了しましたので、報告案件に移ります。
事務局の説明をお願いします。

事 務 局 はい、事務局です。

報告1 農地法第3条の3の規定による届出の報告について

報告2 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の局長専決受理報告に
ついて

報告3 農地法第5条の規定による転用届出の取消願の受理について

報告4 農地転用許可不要案件の受理について

報告5 佐世保市土砂等による土地の埋立て等に関する指導要綱に係る事前協議開催
状況について

報告6 裁判所及び法務局への農地現況回答について

以上、添付しております資料のとおりですので、ご確認をお願いいたします。以上で

す。

議 長 以上で報告事項が終わりましたので、その他に移りたいと思います。事務局より説明をお願いします。

事 務 局 【宇久島メガソーラー事業の進捗状況等の報告について】
【4月末の終期リスト及び農地の利用権設定の更新について】
【農業委員選任スケジュール（案）について】
【新型コロナウイルス感染防止対策の徹底等について】
【最適化業務に係る報酬の支払いについて】

議 長 以上で本日の総会を終了したいと思います、副会長からご挨拶をお願いします。

副 会 長 本日は、慎重にご審議をいただき、ありがとうございました。これをもちまして、第21回総会を閉会いたします。お疲れ様でした。